欧羅巴國漂流記

862
119
1

56

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

25 531

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
119
1

56

歐羅巴國漂流記

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(56)

歐羅巴国漂流記

壮床新石の老爺所乗候船平之丞形若宮丸寶永七年
巳十一月大九ヶ川ニ出形順流れ翌六月五月ナクニヲロシヤ国
ヘ漂流答答し形ニ水之丞ニ於六人之内形ニ平之丞形ニ
六人之内三人同国ニテ死ス残ル者三人之内九人ハ様子ヲ以同
国ニ帰ル長崎ニ水之ハ其三人ニ帰リの形ヲ以此度送リ届
ラル時ニ享和三年貢ノ六月ナカニヲロシヤ国ニ而ビセリ
ホロカトニ来ル公出形ハ之し文化三年子ノ九月六ヶニ七陽
ヲ以同五年寅ノ二月陽国又但石ノ老ヘ
寛政五巳ノ十一月大七ヶ石の老川口出形東名浦ニ其同月

去ル戌亥ノ風ニテ国許出船来り登りしか不図悪風烈しく度
蓋球の廣理と云所ニ船懸り居候所未明日より難く望
十二月朔ニ同所出船致し直ちに候所又風強く吹出し
候ニ付儘帆見合せ候得共登船ハ之儀せまく碇ヲ差揚ゲ出元
帰帆へ可致候得共北風ニ吹替り帆風強く見候故船ヲ差し
登ゆき召候所召寄り辰巳風悪風北風と入合ニ吹き候故大浪ニ
来る船や角と船を乗込し内ニ揖を折り船中へ浪を打込れ
是ヲ以ニ而候帆柱ヲ切捨テ上荷穀物投捨船足軽くいたし
候ても其上は大風止ヲおかるかやし取命計り多く船中
ニ有り皆ヲ切詰り併帆ヲ祈りとゝふとも更ニ浪風静

まかれて難儀を凌かんとゆきれ多くも大石茶少々俵余投
捨候ても船の足軽くならず心細くおもひ居たり所に又々悪風烈
しく吹募り翌ニ至まて昼夜少しも不止船中ニ浪ハ彌打
込れ同日ト云と国風海ク吹流され東西南北もわからず
地名ヲ見へ山も見得ず壹丸の天気少なし爰ニ我国内神祇
伊勢大神宮を一心ニ祈り命代を仕る我く仕事一命ヲ助へ
給へと一心ニ願ハゝおのおのと願ひ候こと浪風静り候神鬮ヲ
戴キ其上ニて思国ヲ故ぬと見有筆を仰天し船中を
元行社ニ祈念ヲしく二而吹出しも浪ニ浪を打込まし
更に以ニ国へ為しかし不同八ツ時より又々浪風烈しく漂

流れ来ける事まで、浪風靜かなる日も有之ゆへ、望夫岩
日にいふ大風となりゆゑ、其家ハ倍せを或房引ハせとハ徳ハ来
倭を結ぶ縁を二年ニ絶合もく延して引き交なり是ハ和道
おさゆるためなり漂へ居り又ニ大和宮ハ和寝ヲ載キ来
初三十宮地ニ放るゝと有り望寅ノ正月十五日となる又ニ大風
大浪立ハ和ハ巨きを打破し是ハ巨きとハ和の船ヲ破すあり其所を流し
其所とハ和の中の
吞ヲ痛ミ事なり 楫を残殺ヲ所見法又ニ日和国ヲ載ヲ得ル
五百年ニ沖と有り天ハ三月十七日まで漂居ニ春水なく
解 愁戦ハ死する物なり一同ハ海塩水ニ有を清之天
を訓し居れハ愁ハを凌かせ給と一心ニ乱ニ成しれど

寛仮なるが一天俄ニかき曇り雲を流しかなし有りかなや
と思しゆゑ海ハ濁るゝ志のをつくかなし楫ヲ痛ミ
并べ天水を思へハまくにとり皆ニ悦ヲ消りなく是ニて余
を得ると皆ニ髪ヲ切て利髪ニそなりこれり海中を見るに
水色替りて見ゆるなに四月和とり無ク日和寝を載キ
和然里数を知らへて三百里或ハ四百里ハ沖と有
けるなり和中大きニ悦び同五月十五日ニ吸方に雲ハ如し
雲ハ山かたかゝ見ゆる和中一同寄来り何国の山ハ何人
と皆ニ評議するに日本ニハ見利と思雪山なれど我国ニ
ないあるまじと是を愁ヘ毎ヤ角とそふ内ニ次第ニ山ハ

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

薪木を集め濱邊に火を炎（たき）不（また）姿と心とい大に習り
日本人は為も思ふ心底恥辱程は有物なれば断（ぎり）しきたれ
罰して其夜濱邊に夜を明し翌日に其人と其住家
に行あるに出宮（あな）に住あるに其宮の上に木を立出家に居
根を囲（ぶ）き其宮の内を見ましを多く殺は背（ほね）多くありなり
二度是に驚きしか彼（かの）人と五穀に元とり一粒（りう）も喰（しよく）せば奥
多数（けた）物計喰（くう）なり此所に達（とうりう）なる内に食物をたべ不形に
辛と思ふ病死ス驚（い）来（やく）とてもなく其だけ無用（むなしく）死ふるとし
いと哀（あはれ）なし皆し一月に種々思ふし此所に葬（ほうむ）りける家に
言ふ事を持ち来（しれ）年しは五十歳計の老人来りて色々物を

言ふ事通じ其老人ユ又しあり新か形を示し形を知り相を求む
ゆや又二本立ゆやと言ふ物なる仕方を詳しゆ事形を知
い相を求めと仕方いこしゆ事を其侍此人うなつきて日本と
言ふ又ヨリ会ハ入扱（あつか）へくまゆて日宮ノ首ナ言ニ彼の老人
侍（小兵ノ事）ニ示リ形を求め人同形いこしヲロシヤの来ル者人
形ハ漂流（ひようりたく）ニ而ハ渡ル

称て揚り多く唱ハ出宮を宮となし衣れハ多数の皮を笑を端（なべ）い
飄形の者間ニ様ハ寄ホ成場りと可や美数ゆ合ハ而なり美ルド
言ふ数ハ長サ大キ言して角ハ七サ二分ハ行リヲロシヤの所以はニテ形の
辺りヲ任ケ之ニ形ハ重サ百貫月アリと手水伴ニ任数なり

図ハ如形 凹ハト
歎ナリ

歐羅巴国
船場三十間
長サ六十八尋
八十一人乗り込
此船ニテ帰舶セリ

冠(かむり)ハなく長(なが)ハ六尺余の人ニ此ホヲアリヲトウとそふ山鳥ナリ

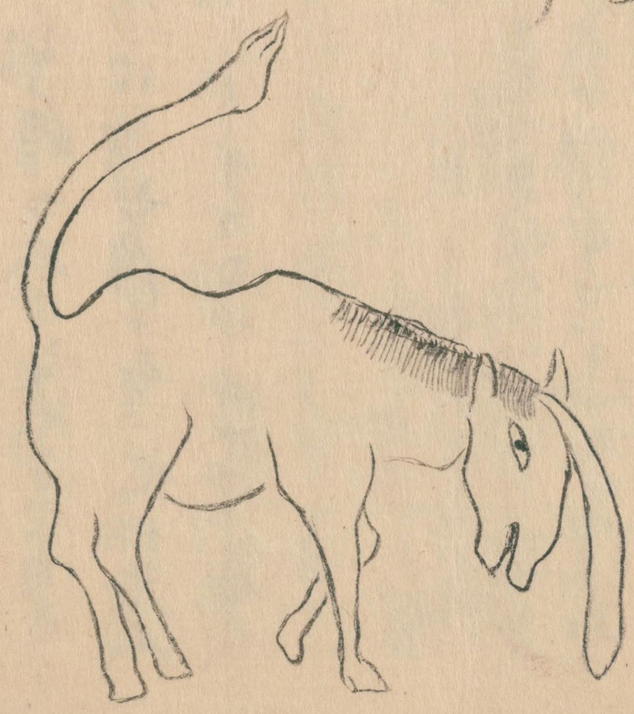

寒(こゝ)ヨリナカツカトニ所ハ丑寅ハ亥ルなり船道二十七ハ
里アリ右同嶌なり人物食物ニ於ケルとこゝ同所ヲンテイラ
イツカとそふ所ハ同七月六ヶニ着スヲロシヤヨリ代官来リ支配
スルナリヲンテイライとそふ所ハ嶋ハ其名ナリヲヽストロツカと
そふ所なりツカトハ村の数なり此所ハ皆を買ホヲラロシヤ
船ヨリ高船一艘来ヲ居ルヶ食物ハ魚ゼカリなり鱈(たら)多くアリ
其外鮭鰯其外を有り日本(そが)ニテ又別(なれ)ハ魚ゼカリ此頃ハ
同年七月より来年四月まで漂流(ひようもく)しか此船ハ再行ナルハ
此頃ニ三ヶ年居ルて勅物の使ヲ調ヒ之事月まで二ヶ年之
事物いまゐ出金なるに其ハ其方ニ此し母ニ来ル居りて

喰物ニ乏ク病病（ネ令）難計ヲロシヤノ都まで同船ニ乗ヲ
列ク此事船ニ和共相ニ人ヲ命ヲセ郎ノ四月四ヶニ此溪（こなど）ヲ出船
海上凡四百里余丑寅ハと走ル此船所ニ志し誠ニ日本人の
為ニ無実心之人ハ歎（よく）不法のり人を殺其勢心起ルヲ日本に
多く有り名不彼人ニ姿ハ荒（ほうこう）民不同し形なれともヲロシヤノ
都とり此所まで海上壹万九千四百里余（但三千里）酒（ハた）多乳而とり
日本人ヲ助けんとて常賞を用意ニして国（くに）不帰乳志さし
を感して那ヶ仏かと思ひ時し滅（あこた）不むせびけり是とりサンバ
ヒらと云ふ所ハ四月大ヤヶニ云此所ニもヲロシヤとり代女来り
其死ス此所ニ此人も同じ姿ニて衣乳ニ殺ゐこはなり会ゐハ

奥斗なり宮を行家と書る歎ゐこはを業と書る所なり
此所海上ニ而若云ハ日偏西ニ入則東の方をそれむ焼ゆ
時の根子東ニ此民ほのがりしきゝ西ニ有り西新の事何度なり
と此所ニ此人ニ存られて此国ハ北国ニ実上不近き所ニ而
日偏東の事に此事て迫り始へて西東の事ニ近き故新何
らんと云ふ故なり極寒風といふ翌日云ハ此所ヲ出般して
アミセイツカト云ふ所へ未申と走ル道法里凡千三百里余
アミセイツカへ同年五月十六ニ云此所風俗語事同じ是も
同ヲロシヤノ支配なり此所ハ仁勝ニ幸ニ又と云ふ人雅風
ニ而私流これ付ゐると云同人并水ヲ也ニ此地ハ三年居

ゆなりと兼り其所を望ナラ出船カムサカとこゝ所へ申間と
走ル凡海上千三百里余なり其所ハ上陸所なり直下是ヶ
ヲホラツカトニ云ふ所まて海上千二百里余酉戌と走ルなり
ヲホラツカ是モロシヤの支配なり 年ノ六月十八日ニ同所此川口ニ
其船ニ此国ニテ市賣丸積ナル漆なり家数三百行 稲アリ
家造ハ杉木ニテ造るなりヲロシヤ国ニ来テ杉木ニテ家作始テ
見るなり 掃除ハ紫を井折のよふ組テ家とも其上ニ杉木ヲ
弟土を上原ニ 初ニ稲ニ始リ其上ニ小屋組して石ニ板ニテ屋根ヲ
始くなり 紫ハ松柳ノ類 此柳木ニ屋ニ候ニ至度ニといふ所ニ
の原ニサ三寸程板ニテ陸子ハビイトロなり 喰物ハ大麦少麦ハ

用ヘ其郷奥新を用ヘ椀ハ茶木を極りて用ヘ 暗ハ皆皆畜なり
其所ニ十六月前道して 盟郷此四月初ニ出航之 是ヶ陸地ヲ通行ス
道法一千里余 此ハ人家一家なし 私共都合十五人 案内ニ至の
主人馬三疋喰物ヲ附又形代皆ニ馬ニ乗し 夜ハ野花ニ寄し 通り
此所千八百里 稲も行ハ此所ニ彼ニ十疋稲死ス 大キニ難候此千里余
の道中を寄しヤツカウツカといふ所ニ云ふ此所モロシヤノ支配にして
代官 住ス之 翌辰六月五日ニ此所ニ其家数二千四百軒 稲アリ 家作
ハ同所喰物ハ此所とり少々 然是モ大麦少麦し 新なり 此所ニ而家
ニ市ニ而とし 此死ス 悪しきすハ 暗く此所ニ葬之 死骸拾ふこと
いと哀也 小思ひ又我々も如新ニ死て 其国ニ出来なり人なを

見へ出し我が持すと見えを恐へ皆一同に寄りを上ゲ歎キ居る故不
の人とも言葉ハ見かゝ稀とも情をかんじて多なをとまふし
ルり寄りし壹ヶ月逗留して同年七月五日に出立此道中
ハ村とより多く出テ宿駅に而通をなくなり皆ニ日本人と見て近生
とり見ゆ此様子なり此所ハ何とぞ不よも実に通じ少々もなく
人を結合するとするに寄りなし而ゐとり日本人通行を道中を尾
背面と見ゆたり此村との内ニトノコウスアコウチイとゝ云ふ所アリ人を
の住所もアリ此人との姿（なりかたり）形共ニヲロシヤノよふ不し何ゝ大小別なり
底所ハ歎きの後なり此所ニテ我共ソリトゝ云ふ物ニ乗り馬ニ
引也通るなり居法二十五日程アリ人家多くれて委しき

事を云覚略ス　イリカウツカトゝ云ふ所ニ辰ノ十二月九日ニ着
是モヲロシヤノ支配ナリ代官住ニ人家三十五日軒生り立所なれや
繁花の土地なり私共十四人代官かと仰付日本の通役の者此
所ニ而ニ其刻代官所か私共壹人ニ付壹ヶ月ニ扶持方として金三枚
ツて其下ニ所私人ニ而残底所ニ下ゆなり底所ハビロウト又ラ
ジヤ何しを継結なり扶持ハ八ヶ年ニ而ゆへ　喰物ハ大小麦の
粉を拵ゆ候ニ成し朝夕是を喰ふる菜物ハブダヒヅヽ魚類ハ
塩ニテ煮ブダノ油をさし塩梅をして喰なり雖又多る食物之
候を喰ふ時ハ椀を用ひ此手ニ向けて喰ふなり亦莫
歎きのを喰ふ時ハ椀を用ひ略ハ仮竜之所ニ物重る麁物之

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

日本国おるとり出る所ニ同じ上京都の所ニハ他国より流りせうそ
そ多秘様ニ造ハ山奥ノ井戸ノ故ニ是ヲ奥ド塩とスルなり
味噌醤油ハ一系なし酒ハ麦ニ而造酒を造る風味ハ孫の外
かゝし砕る事しそ外谷酒ハ種ニ麦也ニアリ他国より流れと云
私共中分ニ内作ニ酒といふ者日本流れ渇酒を造りて是を
客人多く金設ルるニ是も麦ニ而作る之谷酒の出る国ハインハンツ
カト云ふ此国より三里ノ西九年酒三年酒皆ル　米ハ一系なし
大麦少麦を細ニ作る粉ニ不蒸をかけ粉ニ而を糸ニ作る粉ハ玉テ
小サキ粉なり細ハ多くあり麻ヲ粉多く出るなり粥ハ万用
御平用印家作ハ七十ハ三分社横ニ三分有り客人町宗此屋

造ハ家を立る事故地面を深く堀り最となるべき地方を石ニテ
築上ニ地方ハ原ノ土を出り其上ニ小石組せして地根を板ニテ幽キ
能を幽くもアリ恒貧家又ハ作人ホノ家ハ地方共ニ木此柱ニテ造る
なり然る事ハなし板家なり　大根人多祢き板の敷ハあり牛
房なきひいなし此国此人昼夜腰をかけて居る夜ハ床ニ上り
寝るなり夜具ハ麦ハラシヤの敷裏ハ敷ニ之の皮を付る之ニ貴ノ人ハ
ソウフリと云敷ニ之の皮を附る之中より以下此者ハ鹿の皮を付る之
者風(和)とんハ薩摩の敷裏ハ皮なり中ニ多此料を無く入れなり
梅ハ長サ三尺程皮ハ多此料を入て用く夫婦又ハ二ツ梅をり用ふ
獨木此者ハ七十　或人祖此梅なり獨木此義なり何也此

同にても同行に松長經の定むる国は夜なり屋を住に墓を
ことりて我にあげ家業を元として夫婦月出交命ながらん
長經は松をなしべ寝るまゝにと常をとり此勅命に如し
松を用ゐるなり松の皮をホトシカトいふに孫は薯蕷所に行
和尚を行に孫は せんと思ふ男女を和尚は家に古事和尚は曰く
汝は此娘書にあるかと思ふ答テ成程いとし若とそふ又女に向へ何の
男をまゝ志まふかと問答てアイヨクはさりまれとそふ其時尚和
此ハ寺は取寄つゝ上孫は せんとそふて刈除(ドヾ)あさらくとそふ
何か喝すを為し後ハ而者我出し者をものを志まして其上にテ
三三九に横なるす我殺し女は吾殺る而を男ハ吾せの意し

を女ハ吾せまるす故に二兄を婚礼は式と定むるこれ日ハ其事
もかりこの双方会の大なる振舞有り兄を右衛門青海
を振舞す云ふ祝ナリ日本に式と同様ナリ但言葉ハ何をそふ
か一家ハ通るナリ　人生を刈他人の人を親と定メ此人は
父字と実父は谷字を云合是我谷とするす此国は風俗なり
夫婦しかも夫死はいへ生夫をハ特男ハ美死これハ妻をハ特猶
者ハ者し一生人交も下人しれに思はるゝ故ハ松の長經を定(さため)
而之　正月ハ元日ゞかり而音ニハ祝之年賦といふて延年日ヲ祝
之親朝友明年して云ふ祝なり日本は水を共十二月大雨
ニ去来二合ニ久黄ふて正月元ニ洗来ニ殺し天照大神宮

嘉徳帝　那玉帝　乎作徳帝に勅して此年代を銭文に表之此字文
之銭は日本にも有金壹歩ほどの銭にて其文刻されど寛永銭六
る文字の刻合之也玉にては茶を植ても発せず他國より来り申
なりとも此所にて茶を作りなと大唐人なとは人参のごとく用ひ之
多きは日本のごとく作る國なりとぞ　此所に大川有り
其路程ありといふ官にて大きなる川有り其尻に而種として美をとり
是をとるに日本の焼芙といふ大きに別なり此茶を出がらし
総を掛は為人に茶をすゝめるに口より一ぱいの茶をあふるとよう
筒(くだ)にて吹込なり其水にして用ゆるなり此所の男女とも
猫女は小して小刀しておれは中人以上の人は日本にて帽の本蛇

冥帰とよふれ物を添えて文協りわとよふて本帰を用ゆ是は陸の
ありとよふ中分以上の家の人は錦る国りきのきき黒布帰を衣とす下の
黒帰其衣とふは三府の人用あり此等の人今にて三匁余なり上の帰
は大きにて其衣をのなり下官の人は錦る羅紗ひろふどの類を着
り其なり漆色にて極稀なり大官下々に而下役百姓人を
廿ウタとよふ物有り是は日本の小人目付の服紋との事服装
のよふなるもの一本持なりされは此之は官之人に敬を一本持之
全服着り其を奉したるとものなり女は上下共に耳に帰を繋
なり全服の細工も有り水晶石など何細工にて珠物之紐も伸ひの飾
其帰とよぶ全之を最も利ふることに而高く用ゆなり其外にて本民は

接するに家音信し日(ひまく)肩(かた)食を方ひ行テ道所の手ヲ元
とあり津太夫と云ハ洞を作り洞ハ日本と同じ浮木ハ丸し如新
のまを渡し八ヶ年し内を着しける伐度とり桂樹力ハ元日ニ及
ル程ハ云下ゆつも衣剥不是用て多様せし如新と業を渡し内なり
元年ハ太平不敷との段(かた)を差し阿多まと孤純皮をかぶり月霖
をかり宮を昭ケ元を渡なり翌年春下旬ハ昭ニ長余になり岩
眼口の鍋ち鼻の先様と元年にあたり他思くなるなりと桂樹
あゆく菜をせんじ思ひ付なりは愁を除る妙なり家内ニ内ニ
て元年を渡くハ度々一匁くニ長サ壹分半程横寸八程二ツサ
其八程の名にて極多る我国煙の様なるあ不只を稠なたきなり

名の焼たるかとりまて元氣を渡くなり薪木松様なり
松ハ外ハ如し其ニ近り近る木ハ洞かにして檜木ハ如し
夏ハ西六月ニハ日本ニ用ハ中といへる時ハ漸ニ十日ある異気なり
異氣といふとも日中ハ裕一重元の急ス朝夕ハ弾丸を用へ祢ハ
さむし七月ニ初より川ニ氷ハ張るアリ極寒国なり
宮来有時ハ菜を出しニ菜毒ハ阿部て毒まく宮ニ上ル宮
菜を呑時ハ菜碗分毒を移し毒ニ而呑之毒ハ四時ハ出ル之
私ハ此不ハ八ヶ年居ルて見到れ望なれ言葉風俗も大神道
ハ如ニ此不ニ而小竹侯の吉良治ハ者死ス此所葬り病死起き
代官所へ所ケ也元仕迄五穀并 殊二十五文ヲ以て支此国ハ風

僧にて高く棺を持上けしニ而寺へ送る和尚出て引導を為る
なり他国の者は宗旨違へ別宗なれとも引導ニ及はすとて経を
不読他国の者は墓所ハ別ニ有とて読経して又二墓所ニ葬る
或者ハ流病気重くなり危命難斗と思へ甚しき事にて我々
にてよふれハ邪宗なれとも此地ニ而死ニなり何卒命なからへ日本江
立帰らんと能々仏神を祈るのみもなく今死する事の期合なり我死ハ
たる時魂魄ハ必ず日本ニ帰れなり命も守りて本国ニ戻ル
ようニ我を大切ニして命なからへ何分ニハ示れ死する事を
語り合れしとさ悲しくとなきける事も三魂ハ通ニヲロシヤノ人へ
も有りし神をも恐れしけりいと哀れ愁傷なり　宗ニ寺ニ七

ケ寺アリ皆宗旨ハ切支丹（テイ）と云ふ宗門なり此所の老人の咄しに
往古ハ切支丹宗ニ而いろいろの術を行ふ人云伝へしか近年ニ至而
嘗しく御禁制ニ而宗旨改ニ切支テイとふなり和尚も僧も
同じ如く婚を為し其上ニ衣体をふなるを為し衣の袖も縫洗
ありもそなかり衣のようなし度々し肉食して妻子アリ精進と
日ハ御物ハ不用其外り食なり僧家も同家なり寺の本堂と
いふハ御なるか仏体か是は不見ハ極不捨僚を書き正面ニ飾り
面なり平給ふのハ人家ニも其他所ニ形なり僧家
にも有り是を信心せるなり老人の常ニ持たる物ハゴスジニ
ツホンロウセイと唱へるなり　此事いかなることと思ひけり

其人の曰日本人本年何所弥佛とえらるるといふ
[illegible]
繪孫如新上いビイロノ板ニ張り上とり出き面ゆるなり
繪る事なり俗家ニ其を見をかけ置ゆ事不能夕信心まるなり
卯ニ神佛ハなし物ハコスホシントニふハ是成ク二ヶホンシロウセイ
といふ言葉ハ通ゆ事ニ於ケ通じなり　暦ハ万年暦之
何年紛テも暦るるなし一ヶ年ハ十二ヶ月なり此月ニ而ニ木九ヶも
ありニ十ヶもアリ又三十ヶも有り　星月なく月ニ日ニ分ふれど
帯ハ大キニ未遠セり　春秋の帯ハなく夜ばかりかしあり極寒
国なり暦ノ文字ハ訳りかしハ夜出しニも更かくし　和尚日本
とり流弁し月日を考へハても海上ハ此く漂へ居り出たる

鬼ハさりしなくな月も日も忘れて夜月初ニハ三ヶ月を見て
言と定免九十月を見て今夜ハ十五夜かと思へ過ぎ今月ハ
何月といふるも忘るくるなり年月をくらしハ得ず日本の暦ハ
さらに矣へ当年ハ星月ハ何るかなきかも云ヲロシヤ国ニ住居ノ
内も何卒日本ノ月日と違ふ事ハ云ヶ月ヲ大の月と
定免又一ヶ月を小の月といふし又ても違ふ事と云ヶ月
又十七夜月を見ていハ改免三年過て星月を定免候日幾
ケリハて長崎ニ九月六ニ来ス今かハ六月と尋ねも云ると
云ふ一日違ふたり是両会なりなとくを知し為ナリ
ヲロシヤニテ婦人性計策ニ於りしもの猫の尾とりも綱し

ヨロシヤ茶ノ国ヨリも陸地ハ北ノ方ニ当リ国こゝろだより心にかけ給ハれども甚寒氷ハ厳敷ク雪ハ深ク山ハ高ク谷ハ深ク道ハ険阻ニして人馬の往来ハ勿論ニ人家も稀ニ有之候ニ付其儘ニ打捨置候ニ付其後ハ如何ニ相成候哉ハ更ニ不相分候

一ヨロシヤ茶ノ国ヨリも陸地ハ北ノ方ニ当リ国こゝろだより心にかけ給ハれども甚寒氷ハ厳敷ク雪ハ深ク山ハ高ク谷ハ深ク道ハ険阻ニして人馬の往来ハ勿論ニ人家も稀ニ有之候ニ付其儘ニ打捨置候ニ付其後ハ如何ニ相成候哉ハ更ニ不相分候

一人ハ其の国の人ニ成候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国の人ニ成候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

一人ハ其の国の人ニ成候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

其の国ニ居候ハヽ其の国の風俗ニ随ひ其の国の婦人ニ交り其の国の女を妻ニ致し

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

延べ説ゆるは此国に多くことなり

ヲロシヤノ婦人乳は一多

ゐ出子を育て乳を絞りしとりて是へ猪の

よふなる物に中に穴の有乳物ヲ先ヲ乳あさに包を吸せけるこ

又牛に子は麦の粉を称り喰せ育つ乳を其国は一流なり

鮮なるこ乳を人間に呑せ乳を日本にはなきなりといふ

菜呑時菜に牛に乳をさして呑之菜上にして法律なり他

国より病り香は薦し其は言ふ也日本に子を言ふを好むよし

かなりけり家を言ふ也其国乃宗門に大なし病て深秘なり

なし日本人代官所より既出て我に伝授分事迄既出て今

度都合事出御ゆかせ来り日本人には用ゐ後有ゐ明ゐ出立

道中査夜せ頃都へ既登り帝王に既出て我と伝授分 通仕形し語言ナリ

に伝授分あり其後也に伝授不代官所ヲ車を拵へ其車ノ上へ

名によふなる物をおき其第へ和女二人ゐて家ノ車成とり馬

三疋式は四疋雑事ゐ所は五六疋ニ而昼夜を以頻宿徒ニ而通乳

要用ゐ後へも同しく車に乗りて同所也其車をやきす花か

こゝし馬かしも移るなかれ食物は麦ノ粉の餅を多く拵へ車

乃内に心熱を喰へ水を呑ゐる自由なり体是出るなく

通りし乳誠にきたへなるを喰しに延かなし又ハ二百月に到り

ヲロシヤノ内トボウツカと云ふ所ニ云其所ニ而清吉又清貧此

なへ者也車に移る舎ニテ膳膳を産免車にあも是跡

行き[途]ノ[事]ヲ止メ別レヲ[互]ニ手ヲ[握]リ[涙]ヲ[呑]ンデ[暫]シ[時]ハ[言][語]ヲ[発]セズ[唯][眼]乃[袖]ヲ[濡]スノミ

[此][時][諸人]ノ[事]ヲ止メ[互]ニ手ヲ握リ涙ヲ呑ンデ暫シ時ハ言語ヲ発セズ唯眼乃袖ヲ濡スノミ

[此][所]ハガガン三代[皇]ノ[都]ニテ[宮殿]高[楼]大[堂][甍]ヲ[並]ベ[家]ヲ[軒]ヲ[布]リ[道][中][第][八]帝王

此所ハガガン三代皇ノ都ニテ宮殿高楼大堂甍ヲ並ベ家ヲ軒ヲ布リ道中第八帝王

[第]ノ[美]ヲ[尽]シ[人]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸]

第ノ美ヲ尽シ人ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸

[国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸]

国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸

[国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸][国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸]

国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸

[国]ヨリ[来]ル[商]ヲ[待]ヲ[厚]ウシ[諸]

国ヨリ来ル商ヲ待ヲ厚ウシ諸

[此][所]ハ[日]ノ[下]ノ[名][所]ニテ[古][今]ノ[帝]王ノ[行][状]ヲ[記]シ[置]ル[碑]ヲ[多]ク[建]ツ[其][碑]ノ[銘]ヲ[読][来]リ[往]

此所ハ日ノ下ノ名所ニテ古今ノ帝王ノ行状ヲ記シ置ル碑ヲ多ク建ツ其碑ノ銘ヲ読来リ往

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

第八帝なる繁花の地也此所ニ大なる館あり口の様厳し也
皆金ニ又大ナル鉄炮石火矢有り是ハ此様厳し宮居あり
長柵此外社あり此石も尖かりあり巻成ふ足あり
此所ハビセリホロカ帝王様住なる都なり町数千六百町有
白石様まて住とスペーロ王様形ハ城の様ニ見へ候
堀塀もなく町家様表通り平地にして二丁に分け様家数ニ市五階
作なり此物数の内ニ馬場式ハ名木様美有り五階まて登り口ニ
内所ニ二ヶ所此門前法居日本ト同じ此内ニ大なる様林し
斯なり平素情ニ錬鋳鉄あり成し拳風なし殊し
ねハなく様宮なり植ハ様国様名木なり四王を高木をし去

ころまや　私共彼人帝王様御前ニ召出　帝王様に名ハ
キリキサンクラヲハツライ帝ユリタリト云又役人ノ名ハ二コ
ライロ帝レサノフと云是ハ百官左右ノ大臣宰官の人々様
まある名なり彼人て多く居賃様服ノ方ノ下座ニ日本
何故様国より流されたる船乗者之形様水をなり此人
此所ニ日本通使不致候様出れ帝王日本の物あの
やしかけかよふある者ニ勝手わけを居なふ平外何事も立て
居さり私共日本流と云ひぞまた人て聞しられぞ彼通使の者
言しとりふる言しに帝王の仰ニハ此方ハ日本陸奥国より
それく去き此地へ流来りて暖ニ成る我なるつる人船ヲ

司言して早ク日本へ送りて扇帰国使用之て有とし
何有ける度是ハ爰かうつくかと疑しき、洞の言葉の出良く
有テ和尺四人日本陸奥国毛氏作の陸奥儀兵衛左衛
左右又トヤ上て始も何卒日本へ陸奥仕方と知りたる帝王
ゆるる御座に為立なへ和居ゝ而ハ立帝ゆるを出し来て四人
かなる所を云ふをなてせなへ御面へ陸り方といふる度か
やさしき事しなる迚大キニ悦せなる詔立人ゝ者ハ中上ニハ
和尺和く漂流既に死色きをめ御ハ原情に訪り助り今更
我国に陸ぶん迚行先も去れば者をき海上を世雑ニテ日我ニ
陸る度難斗此地に止り方と和ハ是も嘆まて為迚立人ゝ者

共し方ハ又向きも方と事面仮し者ニ在付くニハ本国へ帰り人
四人共ハ而形し内ゆ残見物てゆる其外谷不古論マテ
ゆ様見物ゆるゆ様と伝付不可ニ結論なる事言葉ニ述難し
具体和尺ハ吉人ニ付金五十枚衣類并腰下ヶ物時計ニ至り
ニ作り合 此侍帝王ハ母公并佐ニ同席ニ而母公佐ノ膳
来ハ蝶乃枝乃よふニ薄手物なり是ハ上等ナリ今頭ニ蝶なとの
よふなるものいろく縫つくしたるものなり光りかゝやく袍乃
膳来なり 和尺イリカウツカニ八ヶ年居ゝ内ニ日本へ返し上下ハ法
せすゆるなる度と面仮ニ存ハ是も八ヶ年ニ内日本へ返し度の吟
味なきゝ事ハ今ハ帝王の親公なる二府来なる此世ニ而国乃捉て

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

たこの様況代他国の人のうなれば返し遣き御法なきも出と
こりなり　今此帝王の祖母公如帝に帝国民を憐て信勢の国
幸吉文祝此物へ流され来りて節日本へ陽玉とする所にれば本国
は常陽右幸吉文并水主丸に松前へ送り届ける志しを元として日
本と懐恋を結び日本此米穀をヨロシヤ国此産物と元を
んと思へ右幸吉文送り届こるにお当ほしなる祖帝王所死去後代し
帝王に来りて日本と訓合米穀交差するも思へよりば日本人を
本国へ送り届ける御法もなりれば新に教事打捨成りしるや
此にて今ノ帝王国此政(まつり)を元としける人なれば日本と
情我結び米穀を求め我国の民を憐て為人て其愁へ

我救うんと思ひとゞ立て後俄に祝用意し日本へ送り届こるの
評議極りしるなり今の王に此日本乃暦代享和三亥年に
此年二十五歳に為来なる人品也よく仁徳我行人と唱り
帝王此所に陣をこのいへ人鳥獣ことの何にふ事一変なる形のことの我臨
腑を括て切にかゝ祖濟(つ)ける天下に而まし笠丸ゆるぞ何事遅(へ)ラ
も括(くゝき)るなきよしにて色々と陣内かきとり出るなり王内陣名(きこあら)
なるこのいへ二面此人なり
日月いたるか東に入る小極星は河内の上ヨリ東に入りて入る
此ハ北極此亮上と見る為なり
帝王乃此極説として此祝を極人ある是いたこと極度し

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

一歴之（なくさも）　麦を粉に摺臼を水車にて也し之　海老いかこ所り
蛇いろ得じ　考て見れ一条なし　十宮盤ハ五玉いなく上下共に
玉十有りなり　鳥ハ次の面キもアリ　玉キもアリ　老木皆白キも
あり　鳴音ハ日本にかゝもと同じかし　志かゝ夏夢を出しなり
船ハ木にて骨組を拵へ上に獣をの皮を張るなり　此ハ牛にしよふ
なるものにて海中に獣をのなり　名ハ海見此獣をの角七十二曽祖
アリ　象にて牙（きば）に似たり　多クハ七寿入に属して是を象（そうけ）牙と云ふて
市へなり　船りしろなしかへどかりなり　帝王流婦なるましこそ
道法十七里隠たりて所り　此海路の土地に切石を変北ノ方へ
十七里川通しの堀あり　此時つゝ陸の手摺りを付　陸の除の横城にあり

本社方ニも同じ　川通し手摺りなり　其家に色々にて　桂木柳アリ　松桂柳
松の形ナリ　硝の陸の並べ　西ハ彼桂木通キ通して　又ゆるなり　帝王に幸
時通り　殆ど道路ナリ　伴勢の幸ニ又　船の所ニ至ハ日本ノ通夜ニ至る
抱王ハ金二百五十枚　其中正常ニ我ハ渡し筆子　相ハ也人　即り日
本ニ文字を教へ　此者別私共の通るいとこし為應気と金武
拾枚増し　市内ニテハ　帝王の菩提の朱光柱長サ八度（弱）程長サ　其人
高ニ祖ナリ　桂女所多くアリ　家作ハ純く気を行し　此陸の言ふ
こも第こも雑元し　個城（けつせう）の様子ハ一入風俗也ニ別之　白戸者庫の様ニ其我
行し　雑人又世を此之　其外此ニ又ハ私ハ又ゆるなりこの事しまつりハ多数也
通夜者此所し　西ハ客来りて　我心ニ叶ふる女を見立サカト云

者ニ急ヒ　あの女と抱ひたきとこゝろハサカ主持ニテ至元かヒしまる
なりまゝはこ席ニ加ふなり夜具ハ綿（にしき）乃軋裏ハ鉄ヒの皮なり枕ノ
長サ二尺八寸町家ノ枕とハ二寸短しとあるに侍ハり　秤ハ棹乃
点牛ニたとりを付棹乃両方ニ四金を付きりの四金ニハ代呂物を入
又きり乃四金ハ至りを大黄月を見るなり　重り大中小アリメ
月帝なし一ヲヲセン二ヲトウ三ヲテレイ四ヲヲヤテライ五ヲヒアン
六ヲセイシ七ヲセイム八ヲヲヽセン九ヲセウエ十ヲゼイセツ百ヲヲ
ロツフ千ヲテイセツ金主歩ヲヲゼンソロラト銀主枝ヲセリフロ
銭ハ銅ニテめなし九銭なり拾文銭棹面し主寸ミト五文銭ハト
ハ文銭ハセト表ニ王乃名有り裏ニ寸銭乃出さる歴代年号有

原本日本し小判とハ寄し銀棹面し主寸表裏ハ路印ハ之通用
百黄月又百年黄月ニ至ふも有り日帰ニワンサ月帰ヲメイセツ
雨ヲトウシ火ヲヲキニヤ風ヲマイタ出ヲチムラヤ上ハ云ふ変ヲツ
カシウ字セなくとこゝろヲツカセウ人ヲツケ家ヲトウマ金ヲ
ソロウト銀ヲセリフロ銭ヲゼンギン銅ヲメイリナ神仏ヲホウボ寺を
セリコウ男ヲムセリ女ヲエンシナ本ヲセリハ海ヲモウリウ川ヲレカ山ヲ
ナカロウ雪ヲス祢アナ雲ヲシトテノウ秘ヲセウリナ大工ヲマシテレライ
脈居ヲコツナイシ　鍋（なべ）ヲコツヨロ金物ヲノウセキ椀ヲテヤアスカ宮ヲ
リヨンヤ茶ハ日本ハ同じ酒ヲウイナ茶麦ヲコロバ紙ヲフマアカ笠
ハ多ノ根ニテ出ナリ書ヲチリマサ大根ヲウイツカ人参ヲモロコウ

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

称キヲロフコ機楽ヲタンハアコきゆれヲ小ロコフ麻ヲ知つとり
起ヲ名をンタハイ産家ヲ如ウレンス花ハ日本ノ同じ牛ヲコロハ馬
ヲコウニ作ハ一切なし私ヲンテイライツカとアホ高船ニテ都近
きあく乗りても高船ハ船ハ志しを取り(たつか)し後王様ハ守り居る
彼船ハを以て出日本人ヲ助ル為ニ迚ハ應負としてヲロシヤ中ノ
高人ハ此ニ居付ノ也又私ヲビセリボロカヲ出立し右高人の家ニ行
礼ヲいさし此家ニテ一花なし誓ハ此所ヲ出立なり日本ニテ
霊魂の祭りとて七月なりヲロシヤ国ニテハ六月内家内ハ残暑
捉所ニ諸弟ハ打ナリ日本ハ此ニ気根かさ打るなし地面より残船
拝易来ル時防ク大処彼船とて百尋余りて船五階造り石

只矢陰陽ハ百字ニ挺船板ノ左右ニ住者ヲ置ナリ軍人乗り時ハ千五百人
乗りとなる二麻張ハ立リ二人ハ手アリ碇ハ二ツ孔ナリ貴月ハ六百
貴月有りとなるビセリボロカヲ貴ノ六月ハ六ヶニ出立川船ニテ道法
二十五里程乗し時ハ夜ニ入カナシタと云所ニ着ハ川通りとなる
此所ハ余りて石橋アリ磨キ(ミガゲ)石ナリ黒金の手摺なり双方ニ引
ハル橋之是ハ軍用之為ナリとなる又船橋ハ有り船数十艘為方
ハ碇をあり上ル麻張ヲ手摺し船ニ引張ヲ見ル所ニ引ハル住所之
カナシタ是ハ陽之別国ニテ諸国ハ高船此所ニ入辺地之奨ナ六ヶ此所ヲ出立
元船ハ乗移り同ナル同ハ出船カウベイカハニ名未申ト走ル船路ハ千五百里
カウベイカハニ此所別国ニ小して一国ハ量位ニ家数ハ一万軒余アリ

法国ノ商船出入し大繁昌なり諸々繁花之地之家造りハ七階（セリホロカ）同様
なり其国なれバかくも余あり住居なる所を五畝ヶ程家来り商
より売商此所へ揚げる是等ハ小麦大麦小麦の類並熟物ノ
皮及染料積と荒く同年七月九日此所ヲ出航いたし　アンキリ
ツカ国と云ハ（トンキンは未申ハ当ル海上千七百里余）別国ナリ同八月九日カムニ着　此ハ四百軒余あり此所より日本の
方ハ七百里余あり此所を出航同月廿日カナリヤツカニ着く海上千九百
余里此所ハ別西也此所ヲ同九月三日ニ着此国ニ牛馬多し原ヲ
見る時ハ用へる之形チハ日本ノ原より大ナル物あり角ニ石あり
角に被る人も其内に荷物も運ぶ之色ハ赤黒ゑもあり此所ヲ同
九くに出航し南アメリカまで海里千九百里余此所ハ大洋し

赤道とて船ハ渡しニハ此所ハ世界ニ而国ノ真中なる道ニ船中
暑さニテ難儀いたし南アメリカ是ハ国ノ総名ナリ天竺とも云
ありと承り東アメリカノ内エカテレナトと云所へ着此所ハ船路の
大湊なり此所の人色黒くして男ハ股引の様なる物ヲ着し
腰より上ハむきだしにて足よりふさる物を着るも有り又たくさんある
ともありせいこし是を立し腰より下ありひたかなる様（そそ）広（ひろ）
なるもの二寸之人ニ逢てにぎにぎしく是れと云る國なり此国ハ暖（たへ）
ニテ暑きありけり冬ハなし米大豆小豆諸作雑穀熟して沢山之
水車ニ而米麦を搗なり諸木も実を一年ニ二度ニ実りへ
熟する也二而かぶく二段花咲く（この）実なり一ツ植て也新之

日本にて茶ノ木にて如し又此国ハ米穀沢山の国ナリニ竜君を
称ニ如し 称りて 皆ニ喰ヒ居るなり米穀ハ他国ニ出しなりと云
家造りハ石屋も有り木作もアリ屋根ハ椰の皮なり西戸隙子
も一気なし言葉もヲロシヤモヨリも別なり此所祝迦等ニ流生来る
修行ニ来ともいふ又印度生ニ来ともいふなり此所ニホロトカリツカ
といふ所あり此所ハ人西ニ如し エカテレナ白来て妻子を持つ
黒人ニ交り居るも有りといふ度ニ落黒人となるなり椀ハ椰子
のうちを用ヘ箸ハなし青くしを以喰ふなり紫檀多く有て
有り此木ヲ薪木とする種ナリ焚ヲ有りたる木をもて長崎ノ
人是ハ紫檀なりといふてきなくてんまれなり 鍋ハ木になるなり

なニ木鍋といふるなりといふ此所ニ水瓜アリ平介 法宗沢山出口なり
此国ハ猿ハ日本にさるニ似たる形ニ然し色ハ黒ニとく尾也し
木の枝ニ登り彼尾ヲ枝ニかけ所ニ気ゆくさともアリ居るなりきこまゝ之
又山亀とて此角なる亀あり甲ハ二重ニテ如形 ◯
和也此所ニ四十五ヶ遅ゆいこしマリケツカト云ふ国ニ走ル 形市ニテ
形民ノ生なし是より成美ハ方ニ是しハ小人嶋ハ行辰巳とそれだ
女人婦ニ行之とて 法ニ乃卯国ノ方角地天ヲ以ありしくられ 浮ハ 黒味
な是ヲ而是山も見ゆれ嶋も見れ事な似て 青天ニ来る神ゆくの大津之
たゝ事をきまるよしそなしまのこ
長崎ニ是形ニ事ハ此所ニ有て 此所ニ有り有て大人

国こ美我も出しと上ゝ所に国出帆なもなく海中に和色替り多く
而え当りあれしいやとは尊称有りしなる夜又当りあれしに答へて
後に天竺熱砂川と有りと出出あり又大人国は天竺九内なる
かと仰アリ市新なり　マリケ所カ此所く四月間に美形なり
此国は大人国也大七三四寸ゆ八三人也有り如ハ多く高人余りなり
嘆国にて皆在たるかこ夜新一家あし男ハ下帯もなし陽根
此先へ糸を結ひ出し其糸小木
糸本此糸をかけ陰門も隠し種なり夫を持しめハ多く夜を
し的彼女所にかけたる糸我元て犯せど童罪によりて人呼く流罪
なるなり此国は捉えと其葉ヲ多所なりかしいい内所なりとなり

此所しに陰ハ彼人方に大足人なり此国は人信家と多く
川所に入て居りて疲れ時は岩谷天に休り根なり類はなく此
掃根ヲ入墨にして是ヲ衣料表と正る之喰物は法本此実ヲ喰之
椰子多く有りて是ヲ居り喰て此古は親子兄弟なり也討
殺し食しとすく血年なるヲ林ふ先家の内に砕くたる時ハ
親子なり其子髪を切さ心き結て死らして食しと云
鬼ゆ夜といふ此嶌にるなりとすへても有しきるなりとなり此時
船中水にかりへしに此時より手を求むれに石又矢ノ大砲数発打
殺し其音電の如し此鳴人是ヲ聞きしに水を求テ走り
カミシリヤツヤ白色ル此所ハヲロシヤ国此夜紀にして代支

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

住者なり大変小変ヲロシヤヨリ来リ此ニ而かくて有り此外
異物倫なり是ハ北国なり其他より日本豊前ノ海上ニ而
信形大漂有り松前第館マラ二十ノ種ニ而無(ちなく)其ともいふ故
所ニ而三十日斗逗留いたし其ノ九月六日ニ海上三十ノ辻日本
長崎ハ其船ハ此カミシキヤツカより長崎までの海ハ金花山
沖ヲ通りたる内ニ而出しいるニヲロシヤ人船中ハ船主人ノ内船大工本
梶(ひき)警卿天文地黒ニ要当人ニ其外食物不何によらず而月中
なき船ニ心かけ以来船ニ而人ニ而ハ強きり以後日本も何国ニ
ハ其度とそふ是ヲ以船者中ニ日本乃而ニ而ハ不及ずと
さてやきいる事より是り而ニ而(がそ)なりし山ハ見得ルもなし ヲロシヤ人

何ノ山ハ日本此山なれか何国乃山かかと問ニ我と久多他国ニ居り
山乃形ハ見えれ殊ニ見州も此山なるもばしらぬ事より
山ヲ伝(たよ)りニ船を寄せ ヲロシヤ人ニ曰く我国乃山を知ぬ事とて
大きニ笑ひもなりし何此山ハ日本薩摩ノ国の山なるとこそ天ハ山近く
船ヲ寄せ長崎此方ニ是れ同所東方を去ふ事迄入口ヲ
隙りを作(おか)し一日一夜漂流いたし長崎漂流なりより小船
壱艘雨出し何国此ハ何種ニ来りしり船ニ漂流し次第一て
中上ヲロシヤ国王ヲ送られ来ル内ニ自由ハ上ニ得ず一夜少病
たり迄来ニ船ヲ寄り居し又壱船来り右船ハ然りて船を東方
いたし長崎ニ而伊西崎と云所ニ碇をおろし滞来いたし

862
1.

は夷長夜より長陸しは侍へ岌(きひ)しく有る事中に岌重なり
ヲロシヤ人にも日本人いうたぐりはふかき国なり軍礼と
又て新のやしなるへしとこそ

薩摩様ハ兵船三百艘即人数三千人築前様ハ同所秋月様
同百五十艘即人数一千ある人
右之外ハ其所即大谷様ハ出張ニ長陸ニ居ニ右同所
兵船ハ隠ニ居ニ其ニテ乗ヲ望ル　ヲロシヤ船ヲ取光幕
を作り夜中ハ是艘ニ数人ともなく人数千命焼打陸ハ所輝ぎ
を構へ是も夜中ニ焼打さなり下ニ白屋はなし

ヲロシヤ国船ニ被下到し其品々
米四百石　酒百樽(四斗入)　醤油百五十樽(は)
塩三百俵　其綿四十枚(但長持ニ事)　大麦少麦ハ有之人ハ
(其ニ国ノ咎科ニ不通し)
石数ニ有ハ
但し
船共長崎送ル中ハ事当ニ難有事ニ事ニ取し
(難し)
ある日侍ニ通れ

下〇

当浦町大倉村定義所沿革帰
入浦中望ニ乗出シ変事し
可見者

明治五年六月十一日
七十六歳世
坂藤文吉
義浦村長町
七十二歳之出

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
119
1

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『欧羅巴国漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用